

日野町議会通年議会実施要綱

令和7年6月1日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日野町議会の更なる機能強化および町民への説明責任の一層の充実を図り、議会が主体的かつ機動的な活動を展開するため、定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とすることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(会期)

第2条 定例会の会期は、定例会が招集された日から翌年4月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、議会の解散があった場合の会期は、議会の解散に伴う一般選挙後に行われる初議会の日から翌年4月までとする。

(会議)

第3条 定例会は、定期的に6月、9月、12月および翌年3月（以下「定例会議」という。）に開催する。ただし、やむを得ない事情により期日に開催することができないときは、これを繰り上げ、または繰り下げて開催することができる。

2 前項の規定に定めるもののほか、緊急に議案等の審議が必要なときは、その都度会議（以下「臨時会議」という。）を開催する。

3 前2項に定める各会議の期間（以下「会議期間」という。）は、議会運営委員会に諮つて、議長が決定する。

4 町長、または議員の4分の1以上の者から議案等の審議のため臨時会議の開議を要請されたときは、議長は、原則として7日以内に会議を開議するものとする。

5 会議は、議案等を上程し、審議し、議決にいたる一連の会議期間内に、特別な理由のある場合を除き、議案を議決するものとする。

(会議の呼称)

第4条 定例会は、開会する年を冠して「（元号）〇年日野町議会定例会」とする。

2 定例会において開く会議は、次の通りとする。

（1）定例会議は、定例会の呼称を冠して「（元号）〇年〇月定例会議」とする。

（2）臨時会議は、定例会の呼称を冠して「（元号）〇年〇月臨時会議」とする。

3 同一の月内に会議期間の異なる会議が2回以上開催されるときは、2回目以降についてはその月の回数を記して「（元号）〇年〇月第〇回臨時会議」とする。

(議案等の番号)

第5条 議員および委員会ならびに町長提出議案等は、会期ごとに議案の種別により一連の番号を付すものとする。

(議事日程の作成)

第6条 議事日程は、会議期間ごとに一連の番号を付すものとする。

(一般質問)

第7条 一般質問は、定例会議ごとに行う。

(一事不再議)

第8条 日野町議会会議規則（昭和42年日野町議会規則第1号）第15条ただし書の規定について、再開する会議の都度、事情変更の原則を適用する。

(会議録)

第9条 会議録は、会議期間ごとに調製するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、およびこの要綱を改正するときは、事前に町長と議会が協議するものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。